

三重県観光振興条例（仮称）の骨子案の概要

平成 23 年 1 月 25 日

【前文】（三重県の特徴（歴史的背景）、観光振興の意義、観光振興の必要性、条例制定）

【目的】

本県の観光の振興を図るための「基本理念」、「観光振興に関する施策の基本となる事項」を定め、「県の責務、県民等の役割」を明らかにすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進し、「県民生活の向上」及び「本県の経済の発展」を図る。

【基本理念】

地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しながら、県、市町及び県民等がそれぞれの立場において協働して、次の事項が行われることにより、県民が郷土への誇りと愛着を持つことができる地域社会を実現するとともに、観光産業を本県経済の発展に重要な役割を担う産業とする。

地域の特性や観光資源の魅力を最大限に生かした県内外への情報発信が行われるとともに、観光旅行者の来訪促進が図られること。

地域の観光資源を一層充実させ、その継承を図りながら、観光旅行者の多様化する需要に応えることのできる観光地づくりが行われること。

地域の生活環境や良好な景観を保全しながら、観光旅行者が安心して快適に県内での観光ができるよう配慮されること。

【観光振興に関する役割等】

県（責務）

基本理念に基づき、観光振興に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する。
市町、県民等が相互に連携して観光振興に取り組めるよう必要な調整及び支援を行う。

市町（との協働）

県と協働して地域の特性に応じた施策を策定・実施すること、県の施策に協力することを求める。
市町が、地域で観光振興に取り組む県民等の取組を支援する重要な役割を担っていることにかんがみ、情報の提供、必要な助言その他の協力をを行う。

県民（役割）

基本理念に基づき、観光旅行者に対する配慮や、観光資源の維持・保全に努める。
観光への関心・理解を深め、自らの観光行動に努める。

観光事業者（役割）

基本理念に基づき、自らが観光の振興における中心的な立場にあることを認識し、観光旅行者から見て質の高い役務の提供に努める。
地域との関わりを深め、地域内の他の事業者や団体との連携により地域社会への貢献、地域経済の活性化に努める。

観光関係団体（役割）

基本理念に基づき、観光情報の発信、観光旅行者の誘客、受入体制の整備その他観光振興に関する事業に取り組むよう努める。
他の観光関係団体との連携を図りながら、上記事業を行うよう努める。

【施策の基本方針】

情報発信及び誘客の仕組みづくり

本県の観光資源の魅力を生かした情報発信の促進
県内での長期滞在につながる旅行及び観光旅行者の再来訪の促進
海外の市場動向に応じた外国人観光旅行者の誘客の促進
県内の各地域及び近隣府県との広域的な連携の促進

魅力づくり及び人づくり

地域が主体的に行う魅力ある観光地づくりの促進
観光地づくりを担う人材育成に関する取組の促進
観光旅行者の需要の変化に応じた新たな観光旅行の分野への対応の促進
県民の郷土への誇りと愛着の醸成及び観光行動の促進

観光の基盤づくり

町並の整備と一体となった観光地の景観整備の促進
観光旅行の安全及び安心の確保の促進
観光旅行者の受入体制の充実に関する取組の促進
観光の振興に資する交通基盤の整備の促進

【施策の推進方策】

【基本計画】

施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定する。

（基本的な方針、主要な目標等を定める。）

【統計の整備】

施策を効果的に推進するため、観光に関する情報収集、動向調査及び分析等を行い、統計整備を図る。

【推進体制の整備】

施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制整備を図る。

【財政上の措置】

施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。